令和5年度第12回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和6年2月26日　午後2時00分							
閉 会 日 時	令和6年2月26日　午後3時10分							
場　　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （16名）	1	南　忠明	2	山口　利治	3	山﨑　早苗	4	角田　隆章
			6	山本　実雄	7	野口　兼幸	8	白濵　康範
	9	長尾　五男	10	尾﨑　康裕	11	坂瀬　達生	12	本村　元
	13	寺坂　誠一	14	米山　孝	15	山田　勝久	16	糸柳　浩一郎
	17	荒木　富男	18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠 席 委 員 （3名）	5	中村　耕二						
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）_								
署 名 委 員	11	坂瀬　達生	3	山﨑　早苗				
事 務 局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 78 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 79 号	農地法第3条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 80 号	農地法第5条の規定による許可申請の取消について	可　　決
	議案第 81 号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 82 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 83 号	農用地利用集積等促進計画（渡人から機構）に対する意見について	可　　決
	議案第 84 号	農用地利用集積等促進計画（機構から受人）に対する意見について	可　　決
	議案第 85 号	農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について	

＝午後1時30分開会＝

□事務局

それでは、令和5年度　第12回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、5番委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中18名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願いいたします。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第12回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

はじめに、議案第78号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第78号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

それでは議案について説明します。

2ページから63ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 21 筆、畑 1,218 筆で、面積は 995,981 ㎡となっております。4月からの累計は、田 190 筆、畑 1,691 筆で、合計面積は 1,549,050.31 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第78号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第78号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
64ページをご覧ください。
議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

66ページをお開きください。
議案第79号
1番　権利：所有権移転　無償

所在：岐宿町　畑　1筆　　963 ㎡
譲渡理由：耕作しないので譲り渡す。
譲受理由：譲渡人から譲り受け農業経営を始める。

2月16日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第79号の1番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

○議長（会長）
質疑はございませんか。
—挙手なし—

○議長（会長）
　挙手がないようですので、採決いたします。議案第79号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

　―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第79号の1番は許可されました。

○議長（会長）
　次に、議案第79号2番を審議いたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　2番　権利：所有権移転　無償
　所在：松山町　畑　3筆ですが、
　譲渡し人単独名義が 1 筆 265 ㎡、共有名義 1／2 持分が2筆 37.49 ㎡となり合計　302.49 ㎡です。
　　譲渡理由：遠隔地に居住していることから、耕作できないため兄に贈与する。
　　譲受理由：松山町○○番○の畑並びに○○番○及び同番○の耕作通路に係る持ち分 2 分の 1 の贈与を受けて営農規模を拡大する。

　2月16日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
　以上です。

○議長（会長）
　議案第79号2番について質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。
　質疑はございませんか。

○委員
　2分の1の持ち分のもう一人の方は譲受人ですか。第三者ですか。

□事務局
　第三者になります。
　ここは奥にある農地へ至るまでの通路を2分の1ずつ共有しているということです。

○議長（会長）
　ほかになにかございませんか。

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第79号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第79号の2番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第79号3番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
3番　権利：所有権移転　無償

所在：富江町　畑　1筆　　1,500 ㎡
譲渡理由：遠隔地に居住していることから、当該申請地を含む一段の所有地を十全に管理することができないため、一括して売却する。
譲受理由：譲渡人が所有する隣接地 427 番 4 外 2 筆上に持ち家を建築する目的で購入するにあたり、当該申請地も同時に買受けて農業経営を開始する。

2月16日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第79号3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

○議長（会長）
質疑はございませんか。
—挙手なし—

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第79号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第79号の3番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第80号の「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見の取消について」を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第5条の規定による許可申請の取消に関する参照条文を説明します。

67ページをごらんください。
五島市農業委員会総会会議規則（議案及び動議の訂正又は撤回）第16条総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

68ページをごらんください。
議案第80号をご説明いたします。
本案は、令和6年1月26日の総会、議案第73号の1番で農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について許可相当の判断を得た案件でありますが、令和6年2月7日付で申請者より農地法第5条許可申請の取下がありましたので議案の取消といたします。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員
どういう理由でしょうか。

□事務局
申請人から取消の届出が出ているのですが、地区協議会において、第 1 種農地の集落に接続する農地ということで許可相当というところでありましたが、転用の目的が木材の加工、乾燥場と車両展開スペースとしておりました。ところが、転用事業者が高田町に住んでいない、地区外に住んでいて車で12、3分かかるというところで県から指摘がありまして、許可ができないというところからこういったことになっております。

○委員
どれくらいの距離だったらいいのかわかりませんか。

□事務局
距離の判断基準といたしまして、その地区に住んでいたらいいということです。高田町であれば高田町に住んでいれば。

○委員
すぐ近くの隣町はやっぱりだめですか。

□事務局
そこはそういった説明が必要になると思います。
転用申請それぞれ個別の判断になってくると思います。

○議長（会長）
ほかにございませんか。

それでは、採決いたします。議案第80号を承認することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第80号は承認することに決しました。

○議長（会長）
次に、議案第81号、「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。69から70ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、71ページの議案第81号の1番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に用途設定された第3種農地であります。
申請地は、現状のまま使用することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。周辺は住宅地となっており、周辺には耕作農地はありません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、72ページの議案第81号の2番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。申請地は、現状のまま使用し、境界は擁壁を設置する計画となっており土砂等の流失や崩壊の恐れがないよう措置します。周辺は住宅地となっており、また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、73ページの議案第81号の3番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所等の支所からおおむね500mの区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。
申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界についてはブロック壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。隣接する農地と十分な距離を確保することにより日照等の被害や営農等に支障を生じさせないよう措置し、また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第81号に対する地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
始めに、議案第81号の1番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長
大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第81号の1番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は挙手願います。

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第81号の2番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長委員

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第８１号の２番について、当協議会は去る２月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第８１号の３番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長
富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第８１号の３番について、当協議会は去る２月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
これは分筆していると思うんですが、面積が 500 ㎡超になっているじゃないですか。これはどういうことですか。

□事務局
隣接する 427-1 畑もこの人が農地法３条で購入いたします。それをもって農家住宅というところで判断いたしております。農家住宅は 1,000 ㎡まで許可をすることができるとなっております。

○議長（会長）
ほかになにかございませんか。
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第８１号の１番から３番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８１号の１番から３番は許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第８２号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

７４ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち １ 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案の１番を審議します。

なお、本案については、１６番　委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－１６番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。７６ページをご覧ください。

１番　　申請地　田２筆　9,281 ㎡

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、申請番号１番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第４の１の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第８２号の１は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８２号の１番は、原案のとおり可決されました。
１６番　委員の除斥を解き、出席を求めます。
－１６番出席－

○議長（会長）
続きまして、議案第８２号の２番１以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
続きまして、2 番 1 以降をご説明いたします。

2 番 1　　申請地　畑 1 筆　3,461 ㎡
2 番 2　　申請地　畑 1 筆　3,504 ㎡
2 番 3　　申請地　畑 1 筆　1,315 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
以上、2 番各号につきましては、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　畑 1 筆　3,310 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
4 番 1　　申請地　田 4 筆　3,022 ㎡
4 番 2　　申請地　田 7 筆　7,363 ㎡
4 番 3　　申請地　田 3 筆　6,141 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
以上、4 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　田 1 筆　1,494 ㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

6 番 1　　申請地　田 6 筆　12,047 ㎡
6 番 2　　申請地　田 3 筆　6,648 ㎡
以上、6 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転についてご説明いたします。

7 番　　申請地　畑 4 筆　6,910 ㎡
契約内容は贈与となっております

8 番　　申請地　畑 2 筆　3,731 ㎡
契約内容は売買となっております

9 番　　申請地　畑 1 筆　2,553 ㎡
契約内容は贈与となっております

10 番　　申請地　田 4 筆　4,012 ㎡
契約内容は売買となっております

11 番　　申請地　田 1 筆　832 ㎡
契約内容は売買となっております。

以上、申請番号 2 番 1～11 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第８２号、貸借（たいしゃく）権設定の２番１から６番２、所有権移転の７番から１１番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８２号の２番１外１４件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第８３号「農用地利用集積等促進計画（渡人から機構）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。
８２ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
それでは議案についてご説明いたします。
８３ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　　畑 4 筆　7,698 ㎡
1 番 2　　申請地　　畑 1 筆　2,158 ㎡
1 番 3　　申請地　　畑 3 筆　5,595 ㎡
1 番 4　　申請地　　畑 4 筆　8,227 ㎡
1 番 5　　申請地　　畑 2 筆　3,705 ㎡
1 番 6　　申請地　　畑 1 筆　2,029 ㎡
1 番 7　　申請地　　畑 1 筆　1,316 ㎡
1 番 8　　申請地　　畑 2 筆　4,917 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
1 番 9　　申請地　　田 1 筆　1,719 ㎡
1 番 10　　申請地　　畑 1 筆　1,616 ㎡
1 番 11　　申請地　　畑 2 筆　3,470 ㎡
1 番 12　　申請地　　田 3 筆　4,864 ㎡
1 番 13　　申請地　　田 8 筆　9,142 ㎡
1 番 14　　申請地　　畑 1 筆　1,786 ㎡
1 番 15　　申請地　　田 1 筆　1,850 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
1 番 16　　申請地　　田 3 筆　1,632 ㎡

以上、1 番各号の契約内容は、使用貸借権が 1 番 5、1 番 15 で、ほかは賃貸借権となっております。
以上、1 番各号の計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第８３号、貸借（たいしゃく）権設定の１番１から１番１６は、原案どおり可決することにご異議ございませ

んか。
—「異議なし」の発言あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８３号の１番１外１５件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第８４号「農用地利用集積等促進計画（機構から受人）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第 83 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 83 号 1 番各号の利用権設定に係る集積等促進計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。 ８８ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　　畑 4 筆　7,698 ㎡
1 番 2　　申請地　　畑 1 筆　2,158 ㎡
1 番 3　　申請地　　畑 1 筆　1,616 ㎡
以上、1 番各号の契約内容は賃貸借権となっております。

2 番 1　　申請地　　畑 3 筆　5,595 ㎡
2 番 2　　申請地　　畑 4 筆　8,227 ㎡
2 番 3　　申請地　　畑 2 筆　3,470 ㎡
以上、2 番各号の契約内容は賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　　畑 2 筆　3,705 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

4 番　　申請地　　畑 1 筆　2,029 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

5 番　　申請地　　畑 1 筆　1,316 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

6 番　　申請地　　畑 2 筆　4,917 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

7 番　　申請地　　田 1 筆　1,719 ㎡

契約内容は賃貸借権となっております

8 番　　申請地　　田 1 筆　　2,400 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

9 番　　申請地　　田 2 筆　　2,464 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

10 番　　申請地　　田 8 筆　　9,142 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

11 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,786 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

12 番　　申請地　　田 1 筆　　1,850 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております

13 番　　申請地　　田 3 筆　　1,632 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

14 番　　申請地　　田 5 筆、畑 1 筆　　計 10,679 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

以上、申請番号 1 番 1 から 14 番までの計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第８４号１番１から１４番については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第８４号１番外１７件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）

次に、議案第85号「農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
93ページをご覧ください。
議案第85号　農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供についてご説明いたします。
農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。となっております。
この表は、令和5年1月から12月までに締結された、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したものであります。また、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定であります。なお、昨年の実績では、田の部ではデータ数256筆で平均が9，610円、畑の部ではデータ数807筆で平均が3，807円となっておりました。昨年と比べて、田で平均198円の増、畑で平均38円の減となっています。
以上で説明を終わります。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑はございませんか。

○委員
これを決議すると何らかの指標にしなさいということでしょうか。

□事務局
指標にするというわけではなくて、情報提供として HP 等で公表するということです。

○議長（会長）
ほかにございませんか。
なければ、質疑を終わり、採決いたします。
議案第85号は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）
次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
(1) 農家との絆を深める運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) その他
について報告・協議

○議長（会長）
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度第12回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後3時10分　閉会＝